

公 告

春日井市役所庁舎内壁面に広告板を設置し、広告掲出事業を実施する広告取扱業者の募集について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成29年12月20日

春日井市長 伊藤 太

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

春日井市庁舎広告募集取扱業務委託

(2) 契約期間

平成30年4月1日（日）から平成33年3月31日（水）まで

(3) 広告掲出場所

春日井市役所庁舎1階壁面、柱面及び2階渡り廊下腰壁

フレームを含め（H1,110mm×W800mm）程度の大きさ－8箇所

フレームを含め（H900mm×W2,720mm）程度の大きさ－2箇所

(4) 広告掲出の方法等

広告取扱業者は、広告掲出場所に広告板を設置するものとし、その仕様及び設置方法は、次のとおりとする。

ア フレーム素材はアルミ材とし、広告画面は透明アクリル板で保護すること

イ フレーム表面は、角R加工を施すこと

ウ 広告板の設置は、強力な両面粘着シートにより壁面に貼り付けるものとし、壁面との隙間はシリコンにて充填すること

エ その他、広告板の設置について市の指示に従うこと

(5) 広告取扱業者の業務

ア 広告主の募集、広告板の作成、設置、維持管理及び撤去を広告取扱業者の負担で行うこと

イ 広告の掲出及び撤去を行うこと

ウ 広告掲出にあたり、春日井市広告掲載要綱、春日井市庁舎広告掲出要領の基準に適合するものとし、春日井市庁舎広告掲出申込書（第3号様式）に広告原案を添えて、とりまとめの上、市に提出し、承認を得ること

エ 広告内容への問い合わせ及び苦情に備え、広告板に連絡先を明記するとともに、広告取扱業者の責任において対応すること

(6) 掲出料の納入方法

市長が指定する日までに、市が発行する納入通知書で納入すること

2 入札参加資格

- (1) 法令等に違反していないこと
- (2) 春日井市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員ではないこと
- (4) 市税等を滞納していないこと

3 入札参加申込み

一般競争入札に参加を希望する者は、春日井市のホームページに掲載してある事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、持参するものとする。

(1) 受付期間

平成29年12月20日(水)から同月27日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 受付場所

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課

4 入札

入札日時、入札場所、入札最低価格等は、次のとおりとする。

(1) 入札日時

平成30年1月11日(木) 午前10時

(2) 入札場所

春日井市役所 7階 701会議室

(3) 入札最低価格(消費税及び地方消費税を含まない)

年額1,000,000円

(4) 注意事項

ア 入札参加申込みを受けて市が発行する事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）を持参すること

イ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

ウ 入札に参加する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

エ 入札に要する費用は、申込者負担とする。なお、提出された書類は、原則として返却しないものとする。

オ 広告掲出料は入札価格に1.08を乗じた価格とする。

5 入札保証金

春日井市契約規則第11条の規定により納付を免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。

6 落札者の決定方法

(1) 入札により最高額で落札した者を広告取扱業者に選定する。

(2) 落札となる同価の入札が2以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までには所定の場所に到達しない入札

(3) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

(4) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

(6) 記入及び押印のない入札

(7) 入札書の記載事項が確認できない入札

(8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

9 問い合わせ先

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課庶務担当（電話 0568-85-6073）